



平成29年10月20日

内閣府（防災担当）

## 「平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成29年9月15日から19日にかけて、台風第18号により、各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令を、本日（10月20日（金））の閣議において、以下のとおり決定しました。

### I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

#### (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。（過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ）

#### (2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

農地等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### II 激甚災害（局激）の指定と適用措置

京都府与謝郡伊根町及び大分県津久見市を対象として、次の措置が適用されます。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします。

（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ）

#### (2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第1項、第3項、第4項）

公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### III 今後の予定

10月25日（水） 公布・施行（予定）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 武藤、玉田、南雲

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

**平成29年9月15日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨による災害  
災害復旧事業費の査定見込額と激甚災害指定基準について**

**1 農地等** ※10月18日時点

<本激>

○全国の災害復旧事業費の査定見込額 **68億円**

うち 大分県内の査定見込額 **23億円**

愛媛県内の査定見込額 **11億円**

(参考：激甚災害指定基準)

本激B基準 全国の災害復旧事業費の査定見込額 **53億円以上** かつ

- ① ある都道府県内の査定見込額が当該都道府県の農業所得推定額の **4%を超える** 又は
- ② ある都道府県内の査定見込額が **10億円を超える**

**2 公共土木施設等** ※10月18日時点

<局激>

市町村名	査定見込額	早期局激※基準額
京都府与謝郡伊根町	1.6億円	1.5億円 (局激基準(イ)×2)
大分県津久見市	12.0億円	8.9億円 (局激基準(ロ)×2)

(参考：局地激甚災害指定基準)

次のいずれかに該当する災害(但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件)

(イ) 当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50%

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20%

※局地激甚災害(局激)については、査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害(基準の2倍超)については、災害の都度指定(いわゆる早期局激)。